

愛知県 新城市
第4期 障害福祉計画
(平成27～29年度)

平成27年3月
新城市

目 次

第1章 計画策定の趣旨	1
第1節 計画策定の目的	1
1. 計画策定の背景	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の対象	3
4. 計画期間	3
第2節 計画の基本的な考え方	4
1. 障がい者施策をめぐる近年の動き	4
2. 計画の考え方	5
3. 平成29年度までの障害福祉サービスの整備目標	6
4. 圏域単位での基盤整備	8
5. 自立支援協議会を活かした支援体制の構築	9
第2章 本市の概況	10
第1節 本市の概況	10
1. 3区分別人口の推移と人口ピラミッド	10
第2節 障がいのある人の概況	11
1. 身体障がい者（児）	11
2. 知的障がい者（児）	12
3. 精神障がい者	13
4. 難病患者の推移	14
第3節 第3期計画の進捗状況	15
1. 訪問系サービス	15
2. 日中活動系サービス	16
3. 障害児通所支援	19
4. 居住系サービス	20
5. 指定相談支援事業	20
6. 地域生活支援事業	20
第3章 種類ごとの必要な量の見込み及びその確保のための方策	26
第1節 サービス提供体制の確保に向けた視点	26
第2節 障害福祉サービス・相談支援の量の見込みと確保方策	27
第3節 地域生活支援事業の量の見込みと確保方策	34
1. サービスの概要	34
2. 各年度のサービス見込み量	36
3. 見込量確保のための方策	37
第4節 権利擁護及び虐待防止の推進	39

第4章 計画の推進に向けて.....	40
第1節 計画の推進体制.....	40
第2節 計画の点検及び評価.....	40
資料編.....	41
資料1 計画策定の経過.....	41
資料2 策定委員会について.....	42
資料3 用語説明.....	45

※「障がい」、「障害」の表記について

障がいの「害」という漢字の表記については、第4期障害福祉計画においても、法律等で規定されている名称や用語等、やむを得ないものを除き、「障がい」「障がい者」という表記を用いています。

これは、「害」という漢字の否定的なイメージを考慮し、障がい者の人権をより尊重するという観点から「害」のひらがな表記を行うものです。

第1章 計画策定の趣旨

第1節 計画策定の目的

1. 計画策定の背景

平成23年8月に改正・施行された「障害者基本法」では、障がい者の定義が見直され、平成25年4月に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法という。）」では、制度の谷間のない支援を目指すとともに、法に基づく支援が、地域社会における共生や社会的障壁の除去に資することを基本理念として掲げるなど、障がいのある人を取り巻く環境は大きく変化しています。

また、「障害者権利条約」の批准に必要な国内法の整備が整い、平成26年1月20日に国連事務局に批准書が寄託され、同年2月19日に「障害者権利条約」が発効となりました。

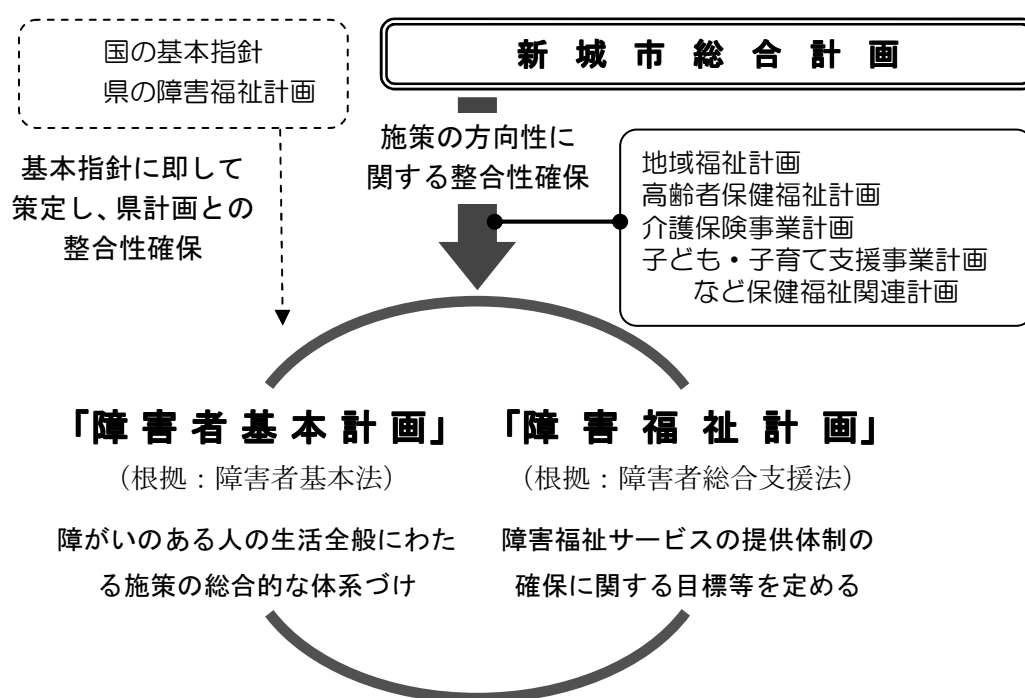
第4期障害福祉計画策定に係る国の指針において、PDCAサイクルに沿って障害福祉計画を見直すことが規定されたことを受け、第4期の市町村障害福祉計画においても、計画の中でのPDCAサイクルの明示、それに伴う指標の精査等を行うこととされています。また、地域生活支援拠点の整備等の成果目標の設定や障害児支援体制の整備、計画相談の連携強化、研修、虐待防止等の充実が求められています。

この「愛知県新城市第4期障害福祉計画」は、「愛知県新城市第3期障害福祉計画」の計画期間が平成26年度で終了することから、国の制度の状況を踏まえるとともに、これまでの障がい福祉施策の取り組みや実績を評価・検証し、障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援を行い、ニーズの多様化に対応していきます。

障がい者が地域の中で人格と個性を尊重され、障がいの有無にかかわらず互いに支え合い、安心して充実した生活を送ることができる社会（共生社会）の実現に向け、平成27年度から平成29年度までの3か年を計画期間として策定するものです。

2. 計画の位置づけ

「愛知県新城市第4期障害福祉計画」は、「障害者総合支援法」第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として、障害福祉サービスの必要量及び必要量確保のための方策等を定める計画です。また、障がいのある人の支援については、様々な分野の取り組みを総合的・一体的に進める必要があることから、本市の上位計画である「総合計画」や「新城市地域福祉計画」「新城市障害者基本計画」「新城市高齢者保健福祉計画」等の関連計画、また、国の基本指針及び県計画と整合を図り、策定しています。



3. 計画の対象

この計画は、障害者総合支援法の成立等により、障害福祉サービス等の利用者の範囲が拡大したことを踏まえ、身体障がいのある人、精神障がいのある人、知的障がいのある人及び難病患者、発達障がいのある人を対象に策定します。

4. 計画期間

この計画の期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間です。年度ごとに評価・検証を行うとともに、計画期間最終年となる平成29年度には、本計画の見直しを行います。

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
障害福祉計画	第3期新城市障害福祉計画			第4期新城市障害福祉計画			第5期新城市障害福祉計画		
障害者基本計画	新城市障害者基本計画						次期計画		

第2節 計画の基本的な考え方

1. 障がい者施策をめぐる近年の動き

平成 18 年 4 月 「障害者自立支援法」 施行

- 身体・知的・精神の3障害のサービスを一元化
- 応益（定率）負担
- 支援の必要度に関する客観的な尺度（障害程度区分）の導入 等

平成 19 年 9 月 「障害者の権利に関する条約」に署名（未批准）

- 内容 障害者の市民的・政治的権利や教育・労働・雇用などの社会保障に関する権利の保障、アクセス手段の確保、障害に基づく差別の禁止など

平成 22 年 6 月 「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」 閣議決定

- 「障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見）」を最大限尊重
- 基本的考え方：障害の有無にかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現

平成 22 年 12 月 17 日の「障害者制度改革推進会議」にて、「障害者制度改革の推進のための第二次意見」を取りまとめ

「障害者自立支援法」の一部改正

- 平成 22 年 12 月 10 日 公布・施行
・発達障害が障害者自立支援法の対象になることを明確化
- 平成 23 年 10 月 1 日 施行
・グループホーム利用の助成
・同行援護の創設
- 平成 24 年 4 月 1 日 施行
・応能負担原則への見直し
・支給決定プロセスの見直し

「障害者差別解消法」制定

- 平成 25 年 6 月 19 日 成立
平成 28 年 4 月 1 日 施行
- 差別禁止部会の意見に基づき策定
- 差別の禁止、人権被害救済などを規定

「障害者基本法」改正

- 平成 23 年 8 月 5 日 公布・施行
※一部は政令で定める日
- 推進会議の第二次意見に基づき改正案を策定
- 差別の禁止、教育・選挙における配慮等を規定

「障害者総合支援法」制定

- 平成 24 年 6 月 27 日 公布
- 平成 25 年 4 月 1 日 施行
- 社会モデルに基づく理念の具体化、難病患者への支援、地域生活支援事業の追加など

「障害者の権利に関する条約」の批准、発効（平成 26 年 2 月）

- 平成 26 年 4 月 1 日 施行
障害者支援区分の創設、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームとグループホームの統合、地域移行支援の対象拡大

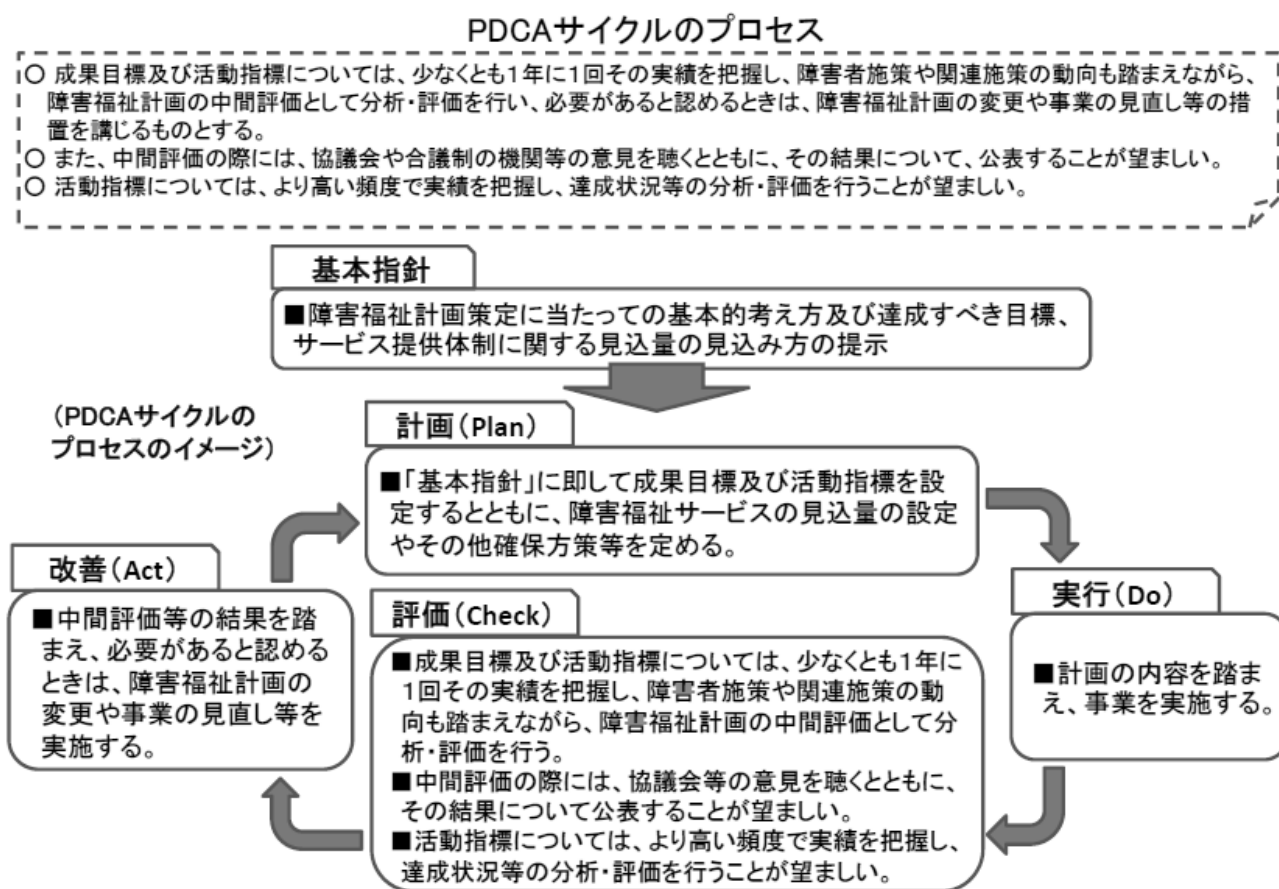
2. 計画の考え方

本計画は、本市の障がいのある人が、生涯を通じて安心して自立した生活を送ることができ、障がいのない人もそれを受け入れ、市民が互いに支えていく“あたたかさを感じ取れるまちづくり”を目指すために、地域での生活、一般就労への支援、相談支援体制の充実を図るための計画です。

そのため、障がいのある人の地域生活への移行に必要なサービス基盤整備が行われるよう、障害福祉圏域単位を標準として、具体的な基盤整備を促進します。

なお、障害福祉サービス・地域生活支援事業は、平成25年4月に施行された障害者総合支援法に基づいて実施します。

また、本計画はPDCAサイクルのプロセスを明示し、定期的に計画について調査、分析、評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更等を行っていきます。



資料：障害保健福祉関係主管課長会議資料より

3. 平成29年度までの障害福祉サービスの整備目標

(1) 福祉施設から地域生活への移行促進

■国の指針（数値目標設定の考え方）

平成29年度末における地域生活に移行する者の数値目標に当たっては、平成25年度末の施設入所者数の12%以上が地域生活へ移行することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

平成29年度末における施設入所者の削減の数値目標に当たっては、平成25年度末時点の施設入所者の4%以上を削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

■本市における目標設定の考え方

本市では、平成25年度末の53人の12%以上が地域生活へ移行する目標を考慮し、平成29年度末までの地域生活移行者数の目標値は6人と設定します。

また、施設入所者については、4%以上を削減する目標を考慮し、平成25年度末時点の施設入所者から2人の削減見込みとします。

項目	数値
平成25年度末時点の入所者数（A）	53人
平成29年度末の入所者数（B）	51人
【目標値】削減見込み（A－B）	2人
【目標値】施設入所者数の削減率	4%
【目標値】地域生活移行者数	6人
【目標値】施設入所者に占める地域移行者の割合	12%

(2) 地域生活支援拠点等の整備

■国の指針（数値目標設定の考え方）

障がいのある人の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約等を行う拠点等について、平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つの拠点等を整備します。

■本市における目標設定の考え方

愛知県との連携のもと、東三河北部圏域での実施を視野にいれ、拠点の設置に向けた検討を進めます。

項目	数値
地域生活支援拠点等	1箇所

(3) 福祉施設から一般就労への移行促進

■国の指針（数値目標設定の考え方）

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成29年度中に一般就労に移行する者の数値目標に当たっては、平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

■本市における目標設定の考え方

福祉施設からの一般就労者数は平成24年度に10人となっています。

働くことへの意欲を高め、希望する人が個々の状況に応じて就労できることを目指すとともに、新城市地域自立支援協議会（以下、「自立支援協議会」という。）における検討を踏まえ、福祉施設等における支援の質・量の両面での充実や職場の開拓など、一般就労に必要な多くの課題に積極的に取り組むことで、平成29年度に一般企業・事業所等に就労する人の目標値を20人と設定します。

項目	数値
平成24年度末の一般就労移行者数	10人
【目標値】平成29年度の一般就労移行者数	20人

(4) 就労移行支援事業の利用者数

■国の指針（数値目標設定の考え方）

平成29年度末における就労移行支援事業の利用者が、平成25年度末の利用者から6割以上増加することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

■本市における目標設定の考え方

国の指針では上記の通りとなっていますが、本市では、市の実績や実情から平成29年度末における目標値は20人と設定します。

項目	数値
平成25年度末の就労移行支援事業利用者数	17人
【目標値】 目標年度の就労移行支援事業の利用者数	20人

(5) 就労移行支援事業者の就労移行率

■国の指針（数値目標設定の考え方）

平成29年度末において、就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

■本市における目標設定の考え方

本市では、国の指針を考慮し、平成29年度末における目標値は50%と設定します。

項目	数値
【目標値】 就労移行率の高い就労移行支援事業所の増加	50%

4. 圏域単位での基盤整備

- 基盤整備（サービス提供事業所等の整備）については、愛知県と市町村が協働して進めていくことが必要です。
- そこで、障害福祉圏域単位（本市は東三河北部圏域）で、入所（入院）・通所・居宅など、平成29年度において必要となるサービス基盤全体の整備の方向が見通せるように設定し、必要となる事業所にかかる整備計画を策定することなどの規定を盛り込むこととしています。
- 今後も圏域会議において、サービス利用実績及び基盤整備状況の検証や今後の方策などの検討を行い、引き続き、圏域ごとに掲げたサービス見込量を確保するため、県と市町村が協働してサービスの基盤整備を進めていきます。

東三河北部圏域

(1) 構成市町村（1市2町1村） 新城市、設楽町、東栄町、豊根村	
(2) 人口（平成26年4月1日現在） 57,434人	
(3) 障がい者数等の状況 （平成26年4月1日現在）	
① 身体障者（児）手帳所持件数	2,665人
② 療育手帳所持者数	448人
③ 精神障者保健福祉手帳所持者数	345人
④ 精神障者にかかる公費負担の受給者数	597人



5. 自立支援協議会を活かした支援体制の構築

障がいのある人たちが地域で自立した生活をするための様々なニーズを的確に把握し、きめ細かな支援を行うことができるよう、相談支援をはじめ地域課題を共有し、解決への検討を図る自立支援協議会を中心としたネットワークを構築し、支援体制の充実に努めます。

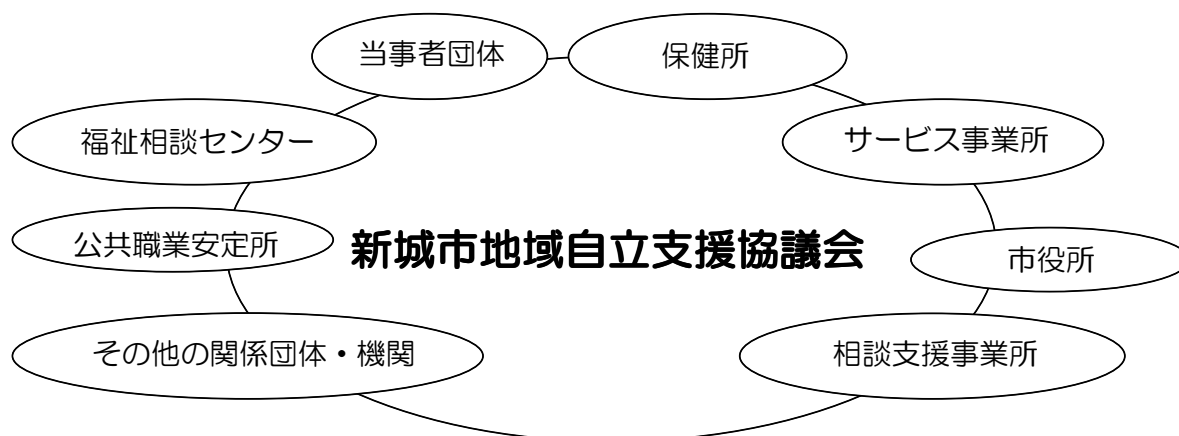
(1) 自立支援協議会による支援体制の整備

障がいのある人が地域で生活をしていけるよう、自立支援協議会を個別支援会議や地域課題の共有・解決を担う検討の場として明確に位置づけ、より効果的に運営します。

(2) 障がいのある人たちの権利擁護

相談支援事業所が行う個別支援会議や自立支援協議会を活用して、支援困難ケースを検討します。また、地域の関係機関とのネットワーク体制を構築し、連携しながら障がいのある人たちの権利擁護の推進に努めるとともに、共生社会の実現に向けて、障がい者の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮します。

虐待については、障害者虐待防止法に基づく通報義務があることを市民に周知し、虐待の未然防止や早期発見・早期対応に努めます。



(主な役割)

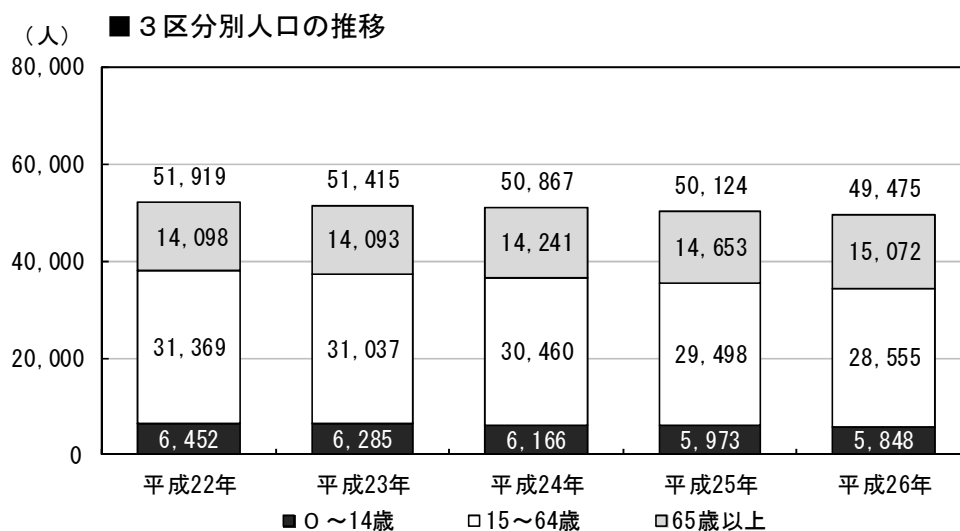
- 暮らしにくさの改善
 - ・相談支援で記録された「地域の課題」の検討
 - ・個別ケースの検討
- 尊厳のある安心した暮らしの支援＝権利擁護
 - ・意思決定支援
 - ・成年後見制度、日常生活自立支援事業等の周知と活用
 - ・ネットワークの構築による、虐待等の早期発見・早期対応

第2章 本市の概況

第1節 本市の概況

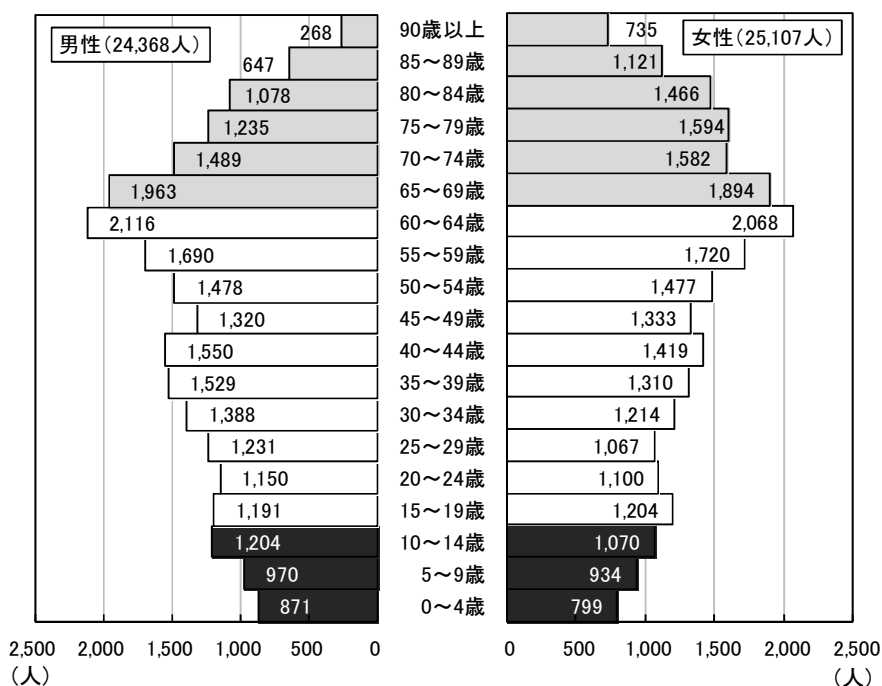
1. 3区分別人口の推移と人口ピラミッド

本市の人口推移をみると、減少傾向にあり、平成26年では49,475人となっています。また、0～14歳、15～64歳人口は減少していますが、65歳以上人口は増加しており、高齢化が進行しています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■ 人口ピラミッド



資料：住民基本台帳（平成26年4月1日現在）

第2節 障がいのある人の概況

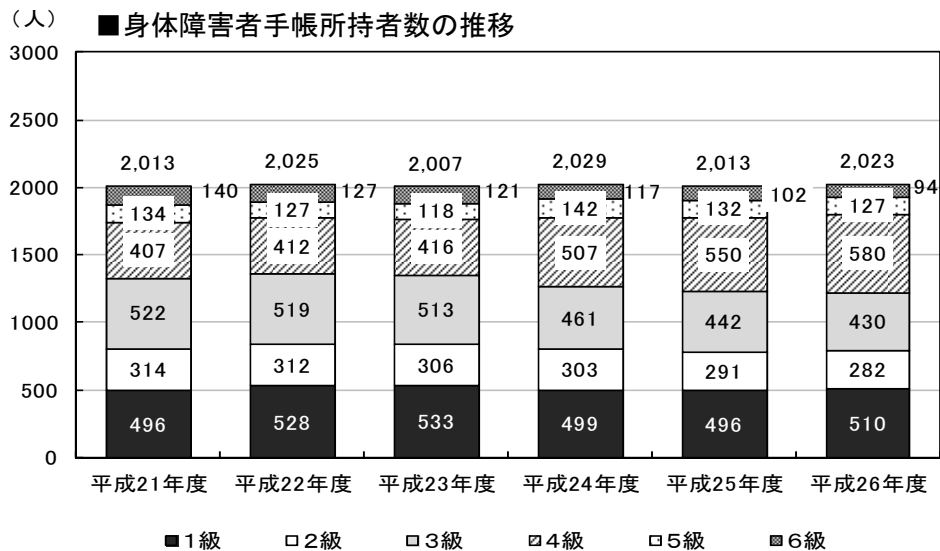
1. 身体障がい者（児）

（1）身体障害者手帳所持者の推移

平成21年度以降、身体障害者手帳所持者数は2,000人前後で推移しており、平成26年度では2,023人となっています。身体障害者手帳所持者の内、73.4%が高齢者となっており、高齢化の進行とともに、身体障害者手帳所持者数の増加が推測されます。

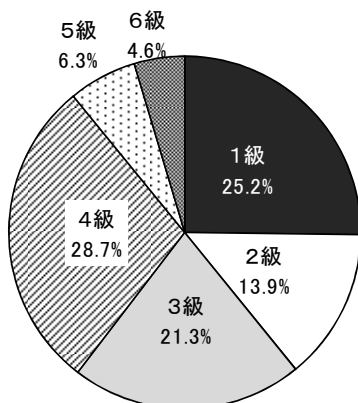
障がい別では、肢体不自由（上肢・下肢・体幹）が54.9%と最も高く、内部障がい（30.3%）となっており、聴覚・平衡機能障がい（7.9%）、視覚障がい（5.8%）、音声・言語そしゃく機能障がい（1.1%）となっています。

平成26年度の手帳の判定分布をみると、4級が28.7%と最も高く、1級が25.2%となっています。

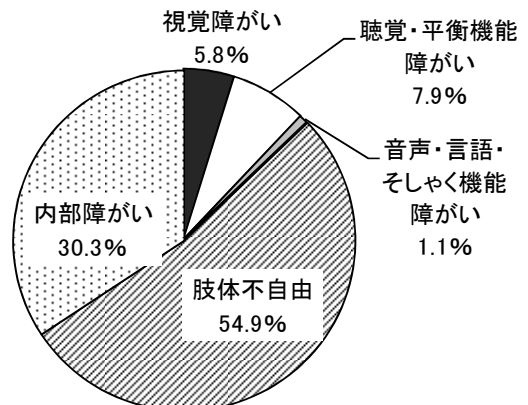


資料：新城市 福祉課（各年4月1日現在）

■ 身体障害者手帳所持者の判定分布



■ 障がい別の状況



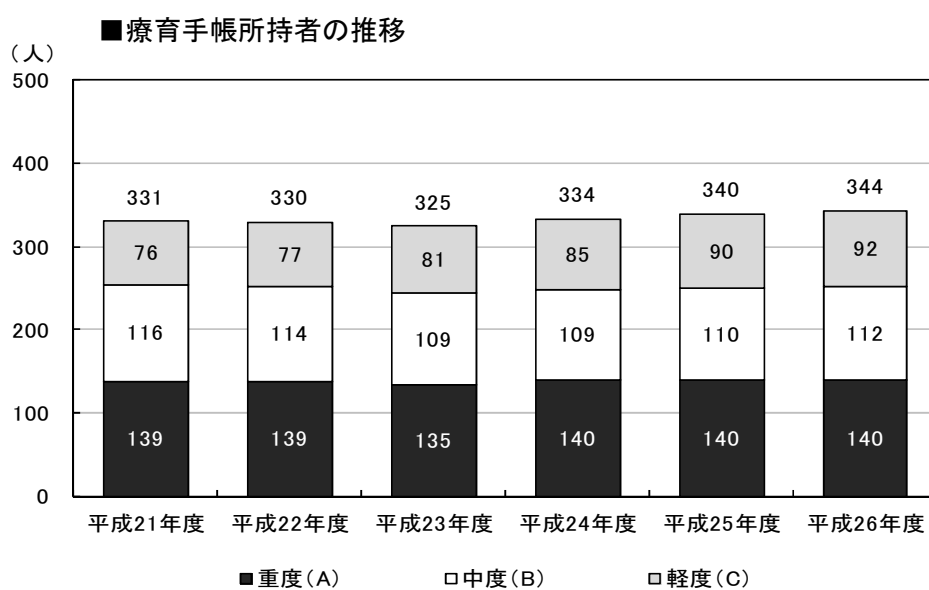
資料：新城市 福祉課（平成26年4月1日現在）

2. 知的障がい者（児）

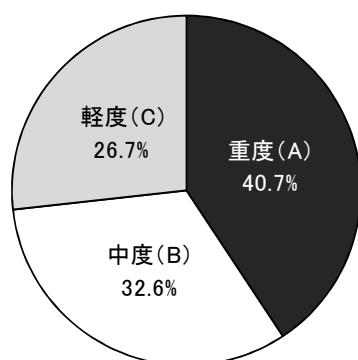
（1）療育手帳所持者の推移

療育手帳所持者数は、平成23年度以降増加しており、平成26年度では344人となっています。重度（A）・中度（B）はほぼ横ばいであるのに対し、軽度（C）は増加しています。

平成26年度の手帳の判定分布をみると、重度（A）の割合が40.7%と最も高く、中度（B）が32.6%、軽度（C）が26.7%となっています。



■療育手帳所持者の判定分布



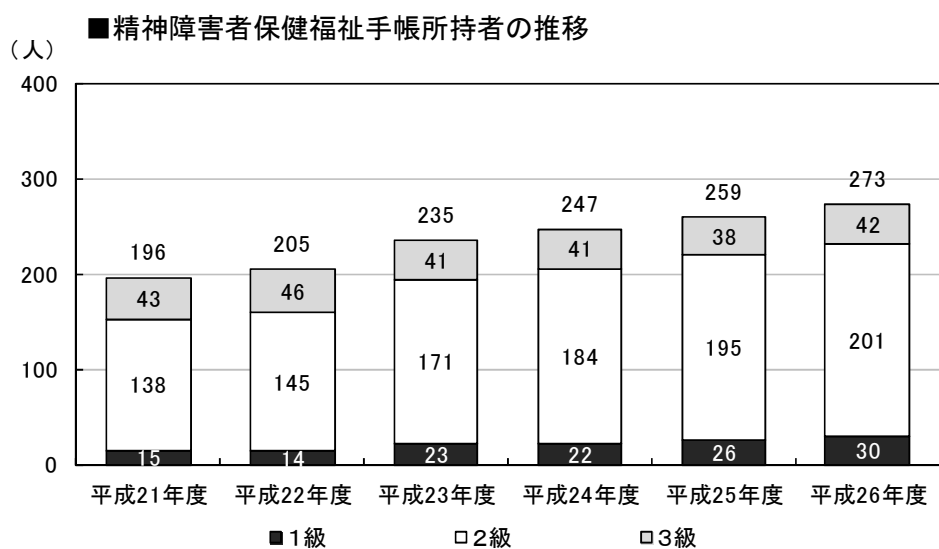
資料：新城市 福祉課（平成26年4月1日現在）

3. 精神障がい者

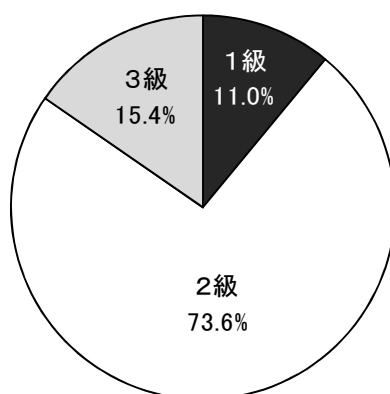
(1) 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加しており、平成26年度の手帳所持者は、273人となっています。

平成26年度の手帳の判定分布をみると、2級の割合が73.6%と最も高く、3級が15.4%、1級が11.0%となっています。



■精神障害者保健福祉手帳保持者の判定分布

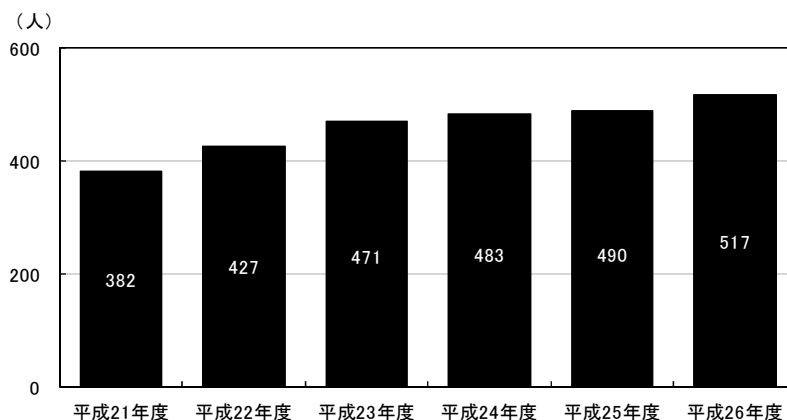


資料：新城市 福祉課（平成26年4月1日現在）

(2) 自立支援医療受給者証（精神通院）所持者の推移

自立支援医療受給者証（精神通院）所持者は、平成21年度以降、増加傾向にあります。平成21年度から平成26年度では、おおむね35.3%の増加となっています。

■自立支援医療受給者証（精神通院）所持者の推移



(単位：人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
自立支援医療受給者証（精神通院）所持者	382	427	471	483	490	517

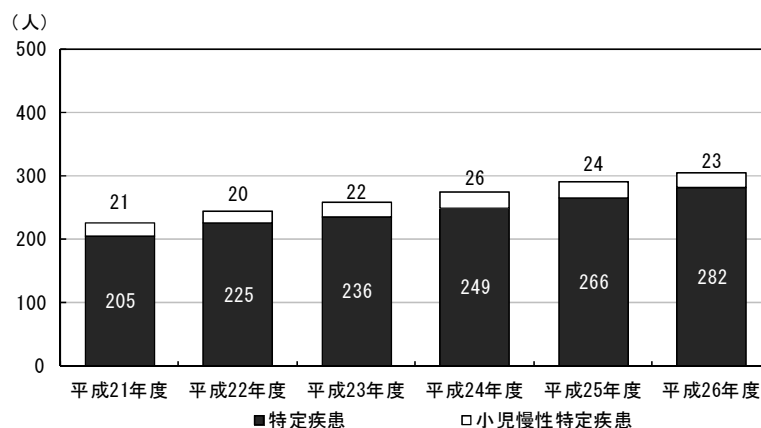
資料：新城市 福祉課（各年4月1日現在）

4. 難病患者の推移

難病患者（特定疾患給付事業受給者票と小児慢性特定疾患医療券の所持者）において、特定疾患では平成21年度以降、増加傾向にあり平成26年度で282人となっています。

小児慢性特定疾患は平成21年度から平成24年度にかけて増加傾向にありましたが、平成24年度以降は減少傾向にあります。

■難病患者の推移



	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
特定疾患	205	225	236	249	266	282
小児慢性特定疾患	21	20	22	26	24	23

資料：新城保健所（各年4月1日現在）

※障害者総合支援法において、平成25年度から「難病等」が障害福祉サービス等の対象となりました。

第3節 第3期計画の進捗状況

1. 訪問系サービス

(1) 利用者数

年々増加傾向にあり、平成24年度から平成26年度で21.2%増加しています。達成率は80%以上で推移しているものの、計画値を下回っています。

ヒアリング等でもニーズはあるものの、ヘルパーの不足が課題として挙げられています。

項目	年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 ※実績は見込み値
	居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援	実績値	52人	64人
計画値		64人	71人	78人
達成率		81.3%	90.1%	80.8%

※平成26年度は、平成26年4月～9月実績からの見込み値

(2) 利用時間数

年々増加傾向にあり、平成24年度から平成26年度で23.1%増加しています。達成率は90%以上で推移しているものの、計画値を下回っています。

項目	年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 ※実績は見込み値
	居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援	実績値	917時間	1,054時間
計画値		960時間	1,065時間	1,170時間
達成率		95.5%	99.0%	96.5%

※平成26年度は、平成26年4月～9月実績からの見込み値

2. 日中活動系サービス

(1) 利用者数

生活介護は、ほぼ計画数値のとおりとなっていますが、市内には通所利用が可能な事業所が1つしかなく、潜在的なニーズは大きくサービスの提供体制の整備が必要です。

自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）の利用実績は少ない状況ですが、自立訓練（生活訓練）においては、相談支援や事業所ヒアリング等で把握した潜在的なニーズはあり、市内における事業所の整備が必要です。

宿泊型自立訓練について、平成26年度では特別支援学校卒業生の利用により、実績が増加しています。

就労移行支援では、利用実績はほぼ横ばいで、計画値との乖離が年々広がっています。要因としては、計画策定時のニーズ把握等の過大評価と利用事業所の偏りであると思われます。

就労継続支援（A型）は、計画期間中29.4%の増加がみられますが、計画値には達していません。市内には事業所が1つしかなく、また近隣市の事業所も少なく、その利用も増加していないことが大きな要因であると考えます。

就労継続支援（B型）は、計画期間中9.6%の増加がみられますが、目標数値の80%程度で推移しておりますが、契約者数はほぼどの事業所も上限で、精神障がい者の特性により、事業所に毎日通所することが困難な利用者があることが要因にあると思われます。

短期入所では、計画期間中47.1%の大幅な増加となっていますが、実績値は計画値に達していません。市内に事業所が1つしかなく、また近隣市町村での利用が増加しているものの、ニーズに対して受け入れ体制が大きく不足していることから、今後も受け入れ体制の整備が必要です。

項目	年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度 ※実績は見込み値
		実績値	89人	92人
生活介護	計画値	90人	90人	92人
	達成率	98.9%	102.2%	100.0%
	実績値	1人	0人	0人
自立訓練（機能訓練）	計画値	1人	1人	1人
	達成率	100.0%	0.0%	0.0%
	実績値	1人	0人	1人
自立訓練（生活訓練）	計画値	1人	1人	1人
	達成率	100.0%	0.0%	100.0%
	実績値	1人	1人	2人
宿泊型自立訓練	計画値	1人	1人	1人
	達成率	100.0%	100.0%	200.0%

項目	年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度 ※実績は見込み値
	就労移行支援	実績値	16人	17人
計画値		16人	18人	20人
達成率		100.0%	94.4%	80.0%
就労継続支援（A型）	実績値	17人	23人	22人
	計画値	20人	25人	30人
	達成率	85.0%	92.0%	73.3%
就労継続支援（B型）	実績値	52人	55人	57人
	計画値	64人	66人	68人
	達成率	81.3%	83.3%	83.8%
短期入所	実績値	17人	26人	25人
	計画値	26人	28人	30人
	達成率	65.4%	92.9%	83.3%
療養介護	実績値	6人	6人	6人
	計画値	6人	6人	6人
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%

※平成26年度は、平成26年4月～9月実績からの見込み値

(2) 利用日数

就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）においては年々増加傾向にあり、平成24年度から平成26年度で就労移行支援では24.1%、就労継続支援（A型）では28.0%、就労継続支援（B型）では18.7%増加しています。

短期入所、宿泊型自立訓練においては計画値を上回っています。その他のサービスでは増減はありますが、計画値を下回っています。

項目	年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度 ※実績は見込み値
	生活介護	実績値	1,780 人日	1,877 人日
計画値		1,980 人日	1,980 人日	2,024 人日
達成率		89.9%	94.8%	92.0%
自立訓練（機能訓練）	実績値	17 人日	0 人日	0 人日
	計画値	22 人日	22 人日	22 人日
	達成率	77.3%	0.0%	0.0%
自立訓練（生活訓練）	実績値	20 人日	0 人日	18 人日
	計画値	22 人日	22 人日	22 人日
	達成率	90.9%	0.0%	81.8%
宿泊型自立訓練	実績値	31 人日	31 人日	81 人日
	計画値	30 人日	30 人日	30 人日
	達成率	103.3%	103.3%	270.0%
就労移行支援	実績値	232 人日	272 人日	288 人日
	計画値	352 人日	396 人日	440 人日
	達成率	65.9%	68.7%	65.5%
就労継続支援（A型）	実績値	375 人日	493 人日	480 人日
	計画値	440 人日	550 人日	660 人日
	達成率	85.2%	89.6%	72.7%
就労継続支援（B型）	実績値	855 人日	966 人日	1,015 人日
	計画値	1,408 人日	1,452 人日	1,496 人日
	達成率	60.7%	66.5%	67.8%
短期入所	実績値	107 人日	178 人日	173 人日
	計画値	132 人日	146 人日	160 人日
	達成率	81.1%	121.9%	108.1%

※平成26年度は、平成26年4月～9月実績からの見込み値

3. 障害児通所支援

(1) 利用者数

利用者数では、児童発達支援は増加しており、放課後等デイサービスは横ばいで推移しています。達成率では児童発達支援は50%前後で計画値を下回っていますが、放課後等デイサービスの平成26年度では計画値を上回っています。

項目	年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度 ※実績は見込み値
	児童発達支援	実績値	10人	10人
計画値		20人	22人	25人
達成率		50.0%	45.5%	52.0%
放課後等デイサービス	実績値	15人	16人	15人
	計画値	-人	-人	5人
	達成率	-	-	300.0%

※平成26年度は、平成26年4月～9月実績からの見込み値
 ※児童発達支援の計画値は児童デイサービスの数値

(2) 利用日数

利用日数では、児童発達支援、放課後等デイサービスともに増加傾向にあり、ともに計画値を上回っています。

児童発達支援では、実績が年々増加しています。放課後等デイサービスでは、市内に事業所はありませんでしたが、平成27年1月に市内に新たに事業所が開設され、今後も利用の増加が見込まれます。

項目	年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度 ※実績は見込み値
	児童発達支援	実績値	150人日	151人日
計画値		140人日	154人日	175人日
達成率		107.1%	98.1%	104.6%
放課後等デイサービス	実績値	50人日	82人日	86人日
	計画値	-人日	-人日	35人日
	達成率	-	-	245.7%

※平成26年度は、平成26年4月～9月実績からの見込み値

4. 居住系サービス

共同生活介護・共同生活援助では、平成24年度から平成26年度の実績が15%増加していますが、計画値を下回っています。施設入所支援では、「施設入所者の地域生活への移行」における目標値に合わせ計画値を減少させています。また、実績値においても平成24年度から約3.6%減少し、53人となっていますが、計画値を上回っています。

共同生活介護・共同生活援助では、今後支援者の高齢化により、利用者の増加が見込まれるため、ニーズに応じた供給体制の整備が必要です。

施設入所支援では、地域生活への移行支援とともに、利用者が適切なサービスを選択できる体制の整備が必要です。

項目	年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度 ※実績は見込み値
	共同生活介護・共同生活援助	実績値	40人	45人
計画値		44人	46人	50人
達成率		90.9%	97.8%	92.0%
施設入所支援	実績値	55人	53人	53人
	計画値	49人	48人	46人
	達成率	112.2%	110.4%	115.2%

※平成26年度は、平成26年4月～9月実績からの見込み値

5. 指定相談支援事業

計画相談支援の利用者数は増加しており、平成24年度から平成26年度では2倍以上となっています。地域移行支援、地域定着支援では、ほぼ横ばいに推移しています。

計画相談支援では、市内の事業所が4か所になったことに加え、市外の事業所を利用する方（施設入所者等）が増えたことやサービス利用計画を平成26年度までに利用者全ての人に立てる必要があったことから、計画値を上回っていることが考えられます。

地域移行支援では、実績の無い平成26年度を除き、計画値を上回っています。

地域定着支援では、計画値1人に対し、3人の利用があり、計画値を上回っています。

項目	年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度 ※実績は見込み値
	計画相談支援	実績値	36人	66人
計画値		34人	51人	70人
達成率		105.9%	129.4%	125.7%
地域移行支援	実績値	1人	1人	0人
	計画値	1人	1人	1人
	達成率	100.0%	100.0%	0.0%
地域定着支援	実績値	3人	3人	3人
	計画値	1人	1人	1人
	達成率	300.0%	300.0%	300.0%

※平成26年度は、平成26年4月～9月実績からの見込み値

6. 地域生活支援事業

(1) 相談支援事業

障害者相談支援事業箇所数では、平成25年度に1箇所新たに開設されました。箇所数、組織数ともに計画値を上回っています。

項目		年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度 ※実績は見込み値
相談支援事業	障害者相談支援事業箇所数	実績値	3箇所	4箇所	4箇所
		計画値	3箇所	3箇所	3箇所
		達成率	100.0%	133.3%	133.3%
	自立支援協議会組織数	実績値	1組織	1組織	1組織
		計画値	1組織	1組織	1組織
		達成率	100.0%	100.0%	100.0%
	市町村相談支援機能強化事業有無	実績値	有	有	有
		計画値	有	有	有
		達成率	-	-	-

※平成26年度は、平成26年4月～9月実績からの見込み値

(2) 成年後見制度利用支援事業

計画期間内において、成年後見制度利用支援事業の利用者はいません。

項目		年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度 ※実績は見込み値
成年後見制度利用支援事業	実績値	0人	0人	0人	
	計画値	1人	1人	1人	
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%	

※平成26年度の実績は平成26年4月～9月の実績から算出

(3) コミュニケーション支援事業

利用者数では、横ばいで推移しています。達成率は平成24年度では44.4%でしたが、以降は33.3%に留まっており、計画値を下回っています。

利用者が固定化されてきており、利用方法を含めた事業の周知が必要です。

項目		年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度 ※実績は見込み値
コミュニケーション支援事業	実績値	4人	3人	3人	
	計画値	9人	9人	9人	
	達成率	44.4%	33.3%	33.3%	

※平成26年度は、平成26年4月～9月実績からの見込み値

(4) 日常生活用具給付等事業

排泄管理支援用具は年々増加傾向にあり、平成24年度から平成26年度で16.9%増加しています。

介護・訓練支援用具と居宅生活動作補助用具（住宅改修費）は計画値を大きく上回っており、自立生活支援用具と情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具についても計画値を上回っているものの、在宅療養等支援用具は計画値を下回っています。

項目		年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度 ※実績は見込み値
		実績値			
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	実績値	3件	7件	7件
		計画値	2件	2件	2件
		達成率	150.0%	350.0%	350.0%
	自立生活支援用具	実績値	8件	5件	5件
		計画値	5件	5件	5件
		達成率	160.0%	100.0%	100.0%
	在宅療養等支援用具	実績値	10件	10件	11件
		計画値	16件	16件	16件
		達成率	62.5%	62.5%	68.8%
	情報・意思疎通支援用具	実績値	3件	2件	2件
		計画値	2件	2件	2件
		達成率	150.0%	100.0%	100.0%
	排泄管理支援用具	実績値	1,263件	1,392件	1,476件
		計画値	1,244件	1,306件	1,371件
		達成率	101.5%	106.6%	107.7%
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	実績値	2件	4件	4件
		計画値	1件	1件	1件
		達成率	200.0%	400.0%	400.0%

※平成26年度は、平成26年4月～9月実績からの見込み値

(5) 移動支援事業

実利用者数では、平成24年度から平成26年度で4.4%減少しており、達成率も80%から約70%に減少しています。事業所ヒアリング調査においては、ヘルパーの不足が課題に挙げられており、特に男性ヘルパーの不足により同性介護が困難な状況となっています。

延べ利用時間数においては、平成24年度から平成26年度で17.7%増加し、達成率も79.8%から85.1%に増加しています。

項目		年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度 ※実績は見込み値
移動 支援 事業	実利用者数	実績値	68人	75人	65人
		計画値	85人	89人	93人
		達成率	80.0%	84.3%	69.9%
	延べ利用時間数	実績値	419時間	476時間	493時間
		計画値	525時間	552時間	579時間
		達成率	79.8%	86.2%	85.1%

※平成26年度は、平成26年4月～9月実績からの見込み値

(6) 地域活動支援センター事業

実利用者数では、増減があるものの横ばいで推移しています。達成率は平成24年度では120.8%で計画値を上回っており、平成26年度においても103.6%と計画値を上回っています。

地域活動支援センターは日中の居場所としてニーズが見込まれますが、契約者の支援区分が高いことや入院してサービスを受けられない方もいます。

項目		年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度 ※実績は見込み値
地域 活動 支援 センター 事業	実施箇所数	実績値	5箇所	5箇所	7箇所
		計画値	5箇所	5箇所	5箇所
		達成率	100.0%	100.0%	140.0%
	実利用者数	実績値	29人	25人	29人
		計画値	24人	26人	28人
		達成率	120.8%	96.2%	103.6%

※平成26年度は、平成26年4月～9月実績からの見込み値

(7) 訪問入浴サービス事業

実利用者数では、新規利用者により年々増加傾向にあり、平成24年度から平成26年度で33.3%増加しています。計画値を各年上回っており、達成率も増加しています。

項目		年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度 ※実績は見込み値
訪問入浴サービス事業	実施箇所数	実績値	3箇所	4箇所	3箇所
		計画値	3箇所	3箇所	3箇所
		達成率	100.0%	133.3%	100.0%
	実利用者数	実績値	9人	10人	12人
		計画値	9人	9人	9人
		達成率	100.0%	111.1%	133.3%

※平成26年度は、平成26年4月～9月実績からの見込み値

(8) 日中一時支援事業

実利用者数では、年々減少傾向にあり、平成24年度から平成26年度で49.0%減少しており、達成率も年々減少しています。

実利用者数は減少していますが、計画相談の開始により、利用者の状態にあった適切なサービスを受けられるようになったため、本来の目的である支援者のレスパイト・ケアを目的とした利用が増加してきています。

項目		年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度 ※実績は見込み値
日中一時支援事業	実施箇所数	実績値	11箇所	9箇所	8箇所
		計画値	12箇所	12箇所	12箇所
		達成率	91.7%	75.0%	66.7%
	実利用者数	実績値	51人	34人	26人
		計画値	65人	69人	72人
		達成率	78.5%	49.3%	36.1%

※平成26年度は、平成26年4月～9月実績からの見込み値

(9) 自動車改造助成事業

年々増加傾向にあり、平成26年度では5人の実績があります。就労や就学のニーズに応じた柔軟な対応が必要です。本事業は年度により利用者の有無や増減があるため、各年度に最低限必要な数値を計画値に設定しています。

項目	年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度 ※実績は見込み値
	自動車改造助成事業	実績値	1人	2人
計画値		2人	2人	2人
達成率		50.0%	100.0%	250.0%

※平成26年度は、平成26年4月～9月実績からの見込み値

(10) 自動車運転免許取得援助事業

平成25年度は利用者がいなかったものの、平成24年度、平成26年度は1人とほぼ横ばいで推移しています。本事業は年度により利用者の有無や増減があるため、各年度に最低限必要な数値を計画値に設定しています。

項目	年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度 ※実績は見込み値
	自動車運転免許取得援助事業	実績値	1人	0人
計画値		1人	1人	1人
達成率		100.0%	0.0%	100.0%

※平成26年度は、平成26年4月～9月実績からの見込み値

(11) 福祉ホーム事業

利用者数は2人で推移しています。

項目	年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度 ※実績は見込み値
	福祉ホーム事業	実績値	2人	2人
計画値		2人	2人	2人
達成率		100.0%	100.0%	100.0%

※平成26年度は、平成26年4月～9月実績からの見込み値

第3章 種類ごとの必要な量の見込み 及びその確保のための方策

第1節 サービス提供体制の確保に向けた視点

指定障害福祉サービス及び地域生活支援事業については、第1期から継続して定めている「関係機関・団体の連携」、「サービス・事業の連携」、「市民・民間事業者と行政の協働」という3つの視点を継承し、引き続き、提供体制の確保に努めます。

■サービス提供体制の確保に関する3つの視点

関係機関・団体の連携

地域の関係機関・団体それぞれがもっているノウハウを結集し、地域生活移行や就労支援といった課題に対応していけるような体制の確保が求められます。

サービス・事業の連携

相談支援事業などを通じて、障害福祉サービスと地域生活支援事業の連携のみならず、保健、医療、教育、雇用、生活環境にかかわるサービス・事業を組み合わせ提供される体制の確保が求められます。

市民・民間事業者と行政の協働

地域生活移行や就労支援といった課題への対応にあたっては、広く市民の理解や参加を得ることが必要です。また、サービスについては様々な主体が質・量ともに充実を図ることが不可欠であるため、多様なサービス事業者の参入を促しながら、必要な提供体制の確保が求められます。

第2節 障害福祉サービス・相談支援の量の見込みと確保方策

(1) 訪問系サービス

【サービスの概要】

サービス名	内容
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者及び重度の知的障がい者、精神障がい者で常に介護を必要とする人を対象に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

【サービス見込量】

サービス名		平成26年度 (見込み)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	月平均 利用人数	63	69	75	82
	月平均 利用 時間数	1,129	1,138	1,238	1,353

※平成26年度は、平成26年4月～9月実績からの見込み値

【見込量確保のための方策】

訪問系サービスは、在宅での自立した生活を支えるためのサービスであり、本市における利用ニーズは年々高まっており、利用者数が伸びています。

一方で、各サービス事業所において、サービスを提供するためのヘルパーの不足という問題も生じています。

また、利用者とのコミュニケーションや同性介助への対応など、多様なニーズがあり、利用者本位のサービス提供の実現に向けた質の確保も引き続き重要となります。

サービス事業所が横の連携を強め、質の高いサービスが提供できるよう、障がい特性を理解できるヘルパーを育成するとともに、計画期間の事業量にあったホームヘルパーの確保に努め、質の高いサービス確保に向けた研修や情報提供を行います。

ポイント

- 圏域内市町村と連携した利用者ニーズの把握
- 質の高いサービスの確保
- 計画期間の事業量にあったホームヘルパーの確保、事業所間における人材の連携、補完体制の検討

(2) 日中活動系サービス

【サービスの概要】

サービス名	内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	身体障がい者を有する者につき、障がい者支援施設もしくはサービス事業所に通わせ、当該障がい者支援施設もしくはサービス事業所において、又は当該障がい者の居宅を訪問することによって、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
自立訓練（生活訓練）	知的障がいまたは精神障がい者を有する者につき、障がい者支援施設もしくはサービス事業所に通わせ、当該障がい者支援施設もしくはサービス事業所において、又は当該障がい者の居宅を訪問することによって、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行います。
宿泊型自立訓練	地域生活を営むうえで、一定の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者で、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している者であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供し帰宅後における生活能力の維持・向上等のための訓練その他の支援を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援A型	企業等に就労することが困難な者につき、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の対象者に対し、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。
就労継続支援B型	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち、通常の事業所に雇用されていた障がい者であって、その年齢、心身の状態その他の事情により、引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

【サービス見込量】

サービス名		平成 26 年度 (見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
生活介護	月平均 利用人数	92	112	117	122
	月平均 利用日数	1,863	2,464	2,574	2,684
自立訓練 (機能訓練)	月平均 利用人数	0	1	1	1
	月平均 利用日数	0	22	22	22
自立訓練 (生活訓練)	月平均 利用人数	1	4	4	6
	月平均 利用日数	18	88	88	132
宿泊型自立訓練	月平均 利用人数	2	2	2	2
	月平均 利用日数	81	60	60	60
就労移行支援	月平均 利用人数	16	18	19	20
	月平均 利用日数	288	306	323	340
就労継続支援 (A型)	月平均 利用人数	22	24	25	26
	月平均 利用日数	480	528	550	572
就労継続支援 (B型)	月平均 利用人数	57	67	72	77
	月平均 利用日数	1,015	1,206	1,296	1,386
短期入所 (ショートステイ)	月平均 利用日数	25	26	26	26
	月平均 利用人数	173	182	182	182
療養介護	月平均 利用人数	6	6	6	6

※平成26年度は、平成26年4月～9月実績からの見込み値

【見込量確保のための方策】

日中活動系サービスは、自立した生活や一般就労のための訓練や介助のほか、介護者のレスパイト・ケアなど、障がいのある人の居場所として重要になっています。

一方、福祉施設から一般就労への移行数は、平成24年度実績で年間10人となっており、今後も継続的な就労移行に向けたサービス提供体制の確保が望まれます。

生活介護については、平成27年度より新規開設が予定されており、ニーズに応じて適切な提供体制を確保します。

自立訓練(生活訓練)は、市内事業所において、新規開設が見込まれています。

宿泊型自立訓練は、サービス事業者との連携を図るとともに、計画相談支援等を通し、適切なサービス利用の確保に努めます。

就労移行が実現できるよう、市内及び周辺自治体にある事業所(企業等)に広く周知するとともに、就労移行支援事業所や障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等関係機関と連携した就労支援を引き続き実施します。

就労継続支援（A型）、療養介護は、市内及び圏域における多様なニーズを把握しながら、計画的な整備の検討を図る必要があります。

就労継続支援（B型）は、平成27年度から新規開設が予定されており、ニーズに応じた環境の整備を図ります。

短期入所は、現在市内に1か所開設され、利用者や介護者にとって、緊急時の対応や安心の確保につながっています。日中活動の場の確保と充実を図るために、サービス実施事業所と連携し、利用者のニーズに対応した質の高いサービスが提供できるよう体制の整備と充実を図ります。



ポイント

- 日中活動の場の確保とサービスの質の向上
- 日中一時の弾力的な運用を継続し、自己選択による利用者本位のサービスの実現
- 一般就労の移行実現への関係機関・事業所（企業等）間の連携、相談機会の充実

(3) 居住系サービス

【サービスの概要】

サービス名	内容
共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	障害者支援施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【サービス見込量】

サービス名		平成 26 年度 (見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
共同生活援助	月平均 利用人数	46	47	49	53
施設入所支援	月平均 利用人数	53	53	52	51

※平成 26 年度は、平成 26 年 4 月～9 月実績からの見込み値

【見込量確保のための方策】

住まいの確保は、地域での自立した生活を目指すうえで引き続き重要な取り組みであり、地域の理解を深め、在宅・日中活動サービスの充実とともに、地域生活の定着を図るため、総合的に取り組む必要があります。

特にグループホームの利用は、障害年金と工賃のみの収入では、利用が困難というケースもあり、今後は、利用への支援策についても検討が必要です。

利用者と施設の意向を尊重しながら、地域への移行状況や必要に応じたサービスの安定供給のため、サービス量の確保・充実に取り組みます。

また、親の死後や介護者の高齢化・疾病等により、介護する方のいない障がい者の生活の場として、引き続きニーズが高まることが予想されることから、計画的な整備が必要となります。

既存グループホームについては、老朽化が進んでいる物件もありましたが、耐震補強を進め、現在住み替えを含め対応しています。既存施設の増床分を含めて適切な量を確保していきます。

また、精神障がい者の受入体制の確保は、医療との連携が必要不可欠であり、今後の地域移行状況等を踏まえ、医療機関との連携を探りながら、地域生活への移行の場を確保するサービス体制の整備と充実に取り組みます。

施設入所支援については、入所者の意向に配慮しつつ、計画期間の目標を視野に入れながら、地域への移行を推進します。

(4) 指定相談支援事業

【サービスの概要】

サービス名	内容
計画相談支援	障害福祉サービスを利用する全ての障がい者及び地域相談支援を利用する障がい者を対象に、支給決定を行う際にサービス利用計画の作成、利用状況の検証、計画の見直しを行います。
地域相談支援	<p>○地域移行支援</p> <p>障がい者施設に入所している障がい者や入院している精神障がい者等を対象に、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。</p> <p>○地域定着支援</p> <p>施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等に対する相談や緊急訪問、緊急対応等の支援を行います。</p>

【サービス見込量】

サービス名		平成 26 年度 (見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画相談支援	月平均 利用人数	88	85	90	95
地域相談支援					
地域移行支援	月平均 利用人数	0	2	4	6
地域定着支援	月平均 利用人数	3	4	5	6

※平成26年度は、平成26年4月～9月実績からの見込み値

【見込量確保のための方策】

相談支援事業所やサービス提供事業所と連携し、サービス等利用計画作成に必要な体制を確保します。

地域移行支援については、入所施設や精神科病院等での地域移行の取り組みと連携するとともに、支援対象者の把握に努め適切な支援を行っていきます。

地域定着支援については、適切なケアマネジメントを実施し、個々のサービス利用者の生活の質の向上を図ります。また、住み慣れた地域で住み続けることができるよう、住まいの確保及び緊急時の対応における体制整備に努めるとともに、個人の状況に応じて、適切な相談支援が提供できるよう、自立支援協議会を中心に関係機関等の連携を強化します。

(5) 障害児通所支援事業

【サービスの概要】

サービス名	内容
児童発達支援	心身の発達に心配や不安がある在宅の障がいのある子ども等を、日常生活における基本的な動作の指導や遊びを通じての運動能力や言葉の基礎となる力の習得、集団生活への適応訓練等を提供します。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がいのある子どもに対して、放課後や夏休み等の夏期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育に加え自立を促進するとともに、放課後の居場所づくりを推進しています。
障害児相談支援	障害福祉サービスを利用する障がい児を対象に、支給決定を行う際にサービス利用計画の作成、利用状況の検証、計画の見直しを行います。

【サービス見込量】

サービス名		平成 26 年度 (見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
児童発達支援	月平均 利用人数	13	13	13	13
	月平均 利用日数	183	195	195	195
放課後等デイサービス	月平均 利用人数	15	23	27	28
	月平均 利用日数	86	138	162	168
障害児相談支援	月平均 利用人数	5	11	14	18
	月平均 利用日数				

※平成26年度は、平成26年4月～9月実績からの見込み値

【見込量確保のための方策】

障がいのある子どもへの支援は子育て支援や教育機関とのかかわりが強いいため、関係課とサービス提供事業所との連携を図り、支援を必要とする子どもを早期発見・対応し、それぞれの障がいの状態に応じた適切な療育につなげるように努めます。

児童発達支援については、市内のサービス提供事業所において、良質な療育を提供できるよう環境を整備します。

放課後等デイサービスについては、平成27年1月から、市内の事業所で新たにサービス提供が開始されています。学校通学中の障がいのある子どもが、安心して放課後や長期休暇中に過ごせる場の充実に努めます。

障害児相談支援については、障害児相談支援事業者の指定を行い、適切なサービス利用計画等の作成がなされる体制を整備します。

第3節 地域生活支援事業の量の見込みと確保方策

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第77条に基づき、障がい者が地域で自立した日常生活や社会生活（就労等）を営むことができるよう、本市の地域資源や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業です。

本市は、これまで実施してきた事業の実績やニーズ等を踏まえて、障がい者や障がい児の保護者等からの相談対応や生活に必要な情報の提供のほか、意思疎通支援、日常生活用具の給付、障がい者等の移動支援等に関する次の内容の地域生活支援事業を実施します。

今後も、ニーズの拡大や提供体制の整備状況に応じて、事業実施を検討します。

1. サービスの概要

【サービスの概要】

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくし、障がいのある人も地域の構成員の一人として暮らせるよう、地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。
自発的活動支援事業	障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいのある人やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みの支援を目的に実施しています。
相談支援事業	相談支援事業者と連携して、地域で気軽に相談支援を受けられるような支援体制を整備し、障がい者等からの相談に対応して、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援を行います。
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者または精神障がい者に対して、成年後見制度の利用を支援しています。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を社会福祉協議会との連携のもと実施しています。市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援しています。
意思疎通支援事業	聴覚障がいのある人にとっては、手話通訳等は様々な場面で必要となるため、手話通訳の人材を確保するとともに、人材育成機会づくりを進めています。
日常生活用具給付等事業	重度障がいのある人等に対し、自立支援用具等日常生活用具の給付を行います。

手話奉仕員養成研修事業	意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、手話で日常会話を行うために必要な手話語彙や手話表現技術を習得できる研修を実施し、手話奉仕員を養成する事業です。
移動支援事業	既に実施しているグループ支援（複数の利用者に対し、ヘルパーが1人で対応）に加え、個別支援型（利用者1人に対し、ヘルパー1人）の提供を検討しています。 また、外出先での現地集合・現地解散を利用要件として認めるほか（介護者が同伴の場合を除く）、介助ヘルパーの運転により現地で介護を実施する場合も利用要件として認めます。
地域活動支援センター事業	日中活動の場として、創作的または生産活動の機会や社会との交流の場を提供する事業です。
訪問入浴サービス事業	入浴が困難な在宅の重度障がい者に委託業者を派遣して、入浴サービスを行います。
日中一時支援事業	一時的に見守り等の支援が必要であると認めた障がい者へ日中活動の場を提供するとともに、支援者のレスパイト・ケアを目的として実施します。
自動車改造助成事業	上肢、下肢、あるいは体幹に機能障がいをもつ者が、自動車を取得するようになった場合、改造に必要な経費の一部を補助します。
自動車免許取得助成事業	身体に機能障がいをもつ者が就労等に伴い自動車免許を取得する際に、免許証取得に要する経費の一部を補助します。
福祉ホーム	居住を求めている障がい者について、低額な料金で、居室その他の施設を利用できるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障がい者の地域生活を支援します。

2. 各年度のサービス見込み量

本市における各年度のサービス見込み量は、次のとおりとします。

【サービス見込み量】

サービス名		平成 26 年度 (見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
理解促進研修・啓発事業	有無	有	有	有	有
自発的活動支援事業	有無	無	無	有	有
相談支援事業	障害者相談支援事業	箇所数	4	4	4
		相談員数	6	6	7
	基幹相談支援センター	有無		無	有
成年後見制度利用支援事業	年間 実利用人数	0	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	有無	有	有	有	有
意思疎通支援事業	年間 実利用人数	3	4	5	5
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	年間件数	7	9	9
	自立生活支援用具	年間件数	5	8	9
	在宅療養等支援用具	年間件数	11	12	13
	情報・意思疎通支援用具	年間件数	2	3	3
	排泄管理支援用具	年間件数	1,476	1,573	1,677
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	年間件数	4	4	5
手話奉仕員養成研修事業	有無	無	無	無	有
移動支援事業	年間 実利用人数	65	66	67	68
	月平均 利用時間数	493	427	433	440
地域活動支援センター事業	年間 実利用人数	29	9	14	14
	月平均 利用日数	165	48	88	88
訪問入浴サービス事業	年間 実利用人数	12	13	14	15
日中一時支援事業	年間 実利用人数	26	21	25	25
	月利用 利用回数	65	53	63	63
自動車改造助成事業	年間 実利用人数	5	5	6	7
自動車運転免許取得援助事業	年間 実利用人数	1	1	1	1
福祉ホーム事業	年間 実利用人数	2	2	2	2

※平成26年度は、平成26年4月～9月実績からの見込み値

3. 見込量確保のための方策

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくし、障がいのある人も地域の構成員の一人として暮らせるよう、地域の住民に対して障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

障がいや障がいのある人に対する理解を進める啓発活動を、広報や市のホームページ等を通して行います。

また、障がいのことを実践的に知ってもらえ、相互に交流できるような教室やイベント等を開催します。

(2) 自発的活動支援事業

障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいのある人やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援し、共生社会の実現を図ります。

災害対策、孤立防止活動支援、ボランティア活動等の障がいのある人が関わる団体に対して、活動の場づくりや情報提供、団体への参加呼びかけなどを行い、主体性を尊重した活動支援を行います。

(3) 相談支援事業

身近な困りごとを相談する総合窓口としてどこでも同じように相談支援が行えるよう努めるとともに、平成28年度の基幹相談支援センター開設を目指し、検討を進めます。

相談支援事業の充実と機能の強化を図るために相談支援事業者とともに自立支援協議会を運営し、地域の関係機関によるネットワークを構築しながら、地域の課題の解決を図ります。

また、権利擁護についても、当事者の意思を尊重し、ニーズに応じた事業を利用出来るように、成年後見制度、日常生活自立支援事業等の周知を図るとともに、虐待防止、消費者被害防止に努めます。

(4) 成年後見制度利用支援事業

知的障がい、精神障がい等で判断能力が不十分である一定の要件に該当する方に対し、成年後見制度の利用を支援するためその費用を助成する事業です。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度法人後見支援事業については、法人後見の業務を適切に行うための組織体制の整備を新城市社会福祉協議会と連携して、実施します。

（６）意思疎通支援事業

意思疎通支援事業については、福祉サービスだけでなく、あらゆる行政サービスの場でサービスを提供していく必要があるため、関係機関との連携により、ニーズに応じ、意思疎通の支援を行う者の確保に努めます。

（７）日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業については、相談支援事業やホームページなどを通じて事業の周知を図るとともに、関係機関との連携のもとで、利用希望者一人ひとりの状況に合わせた適切な用具の給付に努めます。

（８）手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成研修事業については、事業の実施に向けてニーズの把握に努め、適切な実施方法等の検討を行います。

（９）移動支援事業

移動支援事業については、障がい特性やニーズの拡大に対応し、供給体制が不安定にならないよう、実施事業者の確保に努めるとともに、相談支援事業やホームページなどを通じた事業の周知と利用促進を図ります。

（10）地域活動支援センター事業

地域活動支援センター事業については、障がい特性やニーズの拡大に対応できるよう、魅力あるプログラムの実施を行い、利用者の確保に努めます。相談支援事業や広報などを通じた事業の周知と利用促進を図ります。

（11）その他の事業（任意事業）

任意事業についても、各事業の対象となる障がい特性やニーズの拡大に対応できるよう、実施事業者の確保に努めるとともに、事業対象者の適切な把握と事業の周知、利用促進を図ります。

なお、本市で実施する任意事業は次のとおりです。

（市が実施する任意事業）

- ・ 訪問入浴サービス事業
- ・ 自動車改造助成事業
- ・ 福祉ホーム事業
- ・ 日中一時支援事業
- ・ 自動車運転免許取得援助事業

第4節 権利擁護及び虐待防止の推進

障害者総合支援法及び障害者虐待防止法の制定や今後施行予定の障害者差別解消法に基づき、権利擁護及び虐待防止を推進します。

(1) 権利擁護

共生社会の実現に向けて、障がい者の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の整備と事業の周知に努めます。

また、事業所等の関係機関と連携し、知的障がい者や精神障がい者のうち判断能力が不十分な方について、適切にサービスの利用契約の締結等が行われるよう、自立支援協議会や個別支援会議等との連携を強化するとともに、制度の利用や意思決定支援を行うことで、個人の尊厳や権利擁護に努めます。あわせて、成年後見支援センター等関係機関とのさらなる連携強化を図るとともに、日常生活自立支援事業等の活用等を含めた支援体制を整えます。

(2) 虐待防止

障がい者の虐待防止に向けて、各相談機関や指定障害福祉サービス事業者等との連携を強化することにより、地域における障がい者の自立生活を支援し虐待の早期発見に努めます。障害者虐待防止法に基づく新城市虐待防止センターを通報窓口とし、相談支援体制を整えます。

また、自立支援協議会においては、地域での自立した生活を送るうえで、中核的な役割を果たす場であることから、引き続き、関係機関の連携や個別の困難事例等の検討を通して協議会の機能強化を図るとともに、新城市虐待防止センターと連携して障がい者虐待防止ネットワークの構築を進めます。

(3) 障害者差別解消法について

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、「不当な差別的取扱い」「合理的な配慮」を柱とし、「障害を理由とする差別の解消を推進すること」を目的として、平成25年6月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）が制定されました。

平成28年4月に法律が施行されることをふまえ、本市においても、国が定める基本方針等の状況を注視しながら、新城市において「不当な差別的取扱い」「合理的な配慮」等に対応できる体制整備に努めます。

第4章 計画の推進に向けて

第1節 計画の推進体制

サービス事業者や関係団体で構成される自立支援協議会において地域課題を共有し、課題解決へ向けた検討を図るとともに、関係機関とのネットワークづくりを推進するなど、相談支援と自立支援協議会との連携による支援体制の充実に努めます。

第2節 計画の点検及び評価

(1) 点検及び評価の基本的な考え方

本計画の推進にあたっては、計画に盛り込んだ施策の実施状況や進捗状況を点検し、施策の見直しや次期計画の策定に向けた評価を実施します。

国の基本指針に即して、毎年度、計画期間の各年度におけるサービス見込量のほか、平成29年度末の目標値として設定した項目について、施設入所者の地域生活への移行が進んでいるか、一般就労への移行が進んでいるか等、見込量や目標値の達成状況を点検及び評価します。

(2) 点検及び評価体制

計画の達成状況の点検及び評価にあたっては、自立支援協議会が継続して計画を点検及び評価する役割を担います。

(3) 点検及び評価結果の周知

自立支援協議会が中心となって、点検及び評価した結果については、1年ごとに市ホームページ等を通じて、広く市民に周知を図ります。

(4) PDCAサイクルの確立

自立支援協議会等を中心に、施策の検討や改善において、障がいのある人や家族の参画を図り、当事者の意見を施策に反映するための仕組みを構築することで、各事業の提供体制、目標値の妥当性の確認・見直しを行います。



資料編

資料 1 計画策定の経過

日時	内 容
平成 26 年 8 月 22 日 (金) 自立支援協議会 定例会	障害福祉計画スケジュールについて
平成 26 年 9 月 17 日 (水) 新城市障害福祉計画第 1 回策 定委員会	<協議事項> 委員長及び副委員長の選出について 第 3 期障害福祉計画の進捗状況について 第 4 期障害福祉計画について 今後のスケジュールについて
平成 26 年 9 月 25 日 (木) ～10 月 1 日 (水) シート配布によるヒアリング 調査	ヒアリング調査の実施 (シート配付) 10 事業所
平成 26 年 10 月 14 日 (火) ～10 月 16 日 (木) 面談によるヒアリング調査	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人新城市社会福祉協議会 ・社会福祉法人やまなみ会 ・社会福祉法人新城福祉会 ・NPO 法人もくせいの家 ・NPO 法人ママ・サポート子いづみや ・有限会社グレース
平成 26 年 11 月 21 日 (金) 自立支援協議会 定例会	目標値の設定について (報告)
平成 26 年 12 月 1 日 (月) 自立支援協議会 臨時定例会	目標値の設定について (意見交換)
平成 26 年 12 月 24 日 (水) 新城市障害福祉計画第 2 回策 定委員会	<協議事項> 第 4 期障害福祉計画 (計画素案) について 今後のスケジュール
平成 27 年 1 月 16 日 (金) ～2 月 16 日 (月)	パブリックコメントの実施
平成 27 年 3 月 2 日 (月) 新城市障害福祉計画第 3 回策 定委員会	<協議事項> パブリックコメントの結果について 第 4 期障害福祉計画 (案) について

資料2 策定委員会について

(1) 設置条例

○新城市障害福祉計画策定委員会条例

平成24年12月20日

条例第43号

改正 平成25年7月3日条例第31号

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項の規定に基づく新城市障害福祉計画(以下「計画」という。)を策定するため、新城市障害福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画の策定に関する重要事項の審議及び調整に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、障害者の介護及び福祉に関する事項の審議及び調整に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員25人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 一般社団法人新城市医師会を代表する者
- (3) 社会福祉法人新城市社会福祉協議会を代表する者
- (4) 新城市民生委員児童委員協議会を代表する者
- (5) 児童福祉施設を代表する者
- (6) 障害福祉サービス事業者を代表する者
- (7) 新城市商工会を代表する者
- (8) 一般社団法人新城青年会議所を代表する者
- (9) 市民を代表する者
- (10) 新城公共職業安定所を代表する者

(1 1) 愛知県新城保健所を代表する者

(1 2) 愛知県新城設楽福祉相談センターを代表する者

2 委員の任期は、前項の規定による委嘱の日から計画を策定するまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定め、副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、その会議に関係者を出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(新城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 新城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年新城市条例第51号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成25年7月3日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 委員名簿

No.	機関(団体)名	役職	代表区分	備考
1	一般社団法人新城医師会	監 事 熊谷 勝	医師会代表	
2	一般社団法人新城青年会議所	委 員 権田 充誉	青年会議所代表	
3	社会福祉法人 新城市社会福祉協議会	常務理事 夏目 修	社会福祉 協議会代表	副委員長
4	新城市民生委員・児童委員 協議会	理 事 犬塚 美智代	民生委員・ 児童委員代表	
5	元新城市役所	夏目 孝温	学識経験者	
6	新城市身体障害者福祉協会	副会長 下山 泉見	市民代表	
7	新城市手をつなぐ育成会	書 記 伊藤 紀子	市民代表	
8	南新家族会	副会長 城所 利次	市民代表	
9	社会福祉法人新城福祉会 レインボーはうす	常務理事 長坂 宏	サービス提供 事業所代表	
10	社会福祉法人やまなみ会 やすらぎの家	施設長 川根 徳雄	サービス提供 事業所代表	
11	NPO法人もくせいの家 もくせいの家ほうらい	所 長 内藤 暁子	サービス提供 事業所代表	
12	NPO法人ママ・サポート 子いづみや 児童発達支援事業 おひさま	代表理事 中谷 昌美	サービス提供 事業所代表	
13	有限会社グレースマナハウス	生活支援員 岡本 泉	サービス提供 事業所代表	
14	新城公共職業安定所	就職促進指導官 河合 芳尚	行政機関	
15	愛知県新城保健所	健康支援課長 森 英子	行政機関	
16	愛知県新城設楽福祉相談 センター	次 長 大島 公人	行政機関	委員長

資料3 用語説明

か行

◆介護保険事業計画

介護保険法第117条に基づき、都道府県及び市町村が策定する計画で、3年を一期として介護保険事業にかかる保険給付の円滑な実施に向けて、介護給付等対象サービスの見込量やその確保のための方策等を定めるものです。

◆ケアマネジメント

障がい者一人ひとりの心身の状態、サービスの利用意向、家族の状況等を踏まえ、福祉・保健・医療・教育・就労などの幅広いニーズと地域に存在するサービスや地域資源を適切に結びつけて調整を図り、計画的に利用されるようにする仕組みのことで

◆合理的配慮

障がいのある方などから何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、行政や事業者が負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除く配慮のことです。

◆高齢者保健福祉計画

老人福祉法第20条の8の規定に基づき、老人福祉計画を基本に、他の法律に基づく65歳以上を対象とした保健事業、その他の高齢者支援にかかわる事業を網羅したものです。

◆子ども・子育て支援事業計画

急速な少子化と、家庭を取り巻く環境に対応し、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育成される環境の整備のため、「子ども・子育て支援法」の法律に基づき、今後取り組むべき子育て支援策や目標を定めるものです。

さ行

◆就労継続支援

就労継続支援は、一般企業への就職が困難な障がい者に就労機会を提供するとともに、生産活動を通じて、その知識と能力の向上に必要な訓練などの障害福祉サービスを供与することを目的としています。同事業所の形態にはA型、B型の2種類があります。

- ・就労継続支援（A型）事業 「A型」は障がい者と雇用契約を結び、原則として最低賃金が保障されます。
- ・就労継続支援（B型）事業 「B型」は契約を結ばず、利用者が比較的自由に働ける“非雇用型”です。

◆障害者基本計画

障害者基本法第9条に基づき、市町村が策定する計画で、障がい者のための施策に関する課題、目標、具体的な方策などを定めるものです。

◆障害者基本法

障がい者施策に関する基本的理念とともに、国や地方公共団体等の責務、障がい者のための施策の基本となる事項を定めること等により、障がい者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者の自立とあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする法律です。

◆障害者虐待防止法

障がい者に対する虐待は「障がい者の尊厳を害する」行為と位置づけ、虐待の早期発見、防止を目的とした法律です。

主な内容は、障がい者虐待を定義（1 養護者、2 障害者福祉施設従事者等、3 利用者による障害者虐待）するとともに、障がい者の虐待禁止規定、障がい者虐待の早期発見の努力義務規定を置き、障がい者虐待防止等にかかる具体的なスキーム（仕組み）や虐待を発見した際の市町村や都道府県に通報する義務を定めています。

虐待防止スキームは、家庭の障がい児には児童虐待防止法を、施設入所等障がい者には施設等の種類（障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等）に応じてこの法律を、児童福祉法または高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障がい者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用します。

◆障害者総合支援法

地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するために平成25年4月1日に施行された法律です。

◆身体障害者手帳

身体障害者福祉法第15条に基づき交付される手帳であり、身体障がいの程度によって、1級から6級までに区分されます。

◆精神障害者保健福祉手帳

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に基づき交付される手帳であり、精神障がいの程度によって1級から3級までに区分されます。

◆成年後見制度

知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な人が、様々な手続きや契約を行うときに、法律面や生活面の支援を行い、本人の権利や財産を守るための制度です。

制度には、既に判断能力が低下している人のための法定後見制度と、将来判断能力が低下したときのために準備しておく任意後見制度があります。

◆総合計画

地方自治法第2条に基づき、都道府県及び市町村が策定する計画で、長期的な展望の下で総合的かつ計画的なまちづくりを進めるための指針となるものです。

◆相談支援

生活に関することや福祉サービスの利用に関する相談を行う支援です。

た行

◆地域福祉計画

社会福祉法第107条に基づき、市町村が策定する計画で、地域で誰もが安心して福祉サービスを利用し、地域の支えあいの中で、尊厳をもって社会参加なども含めた自分らしい自立した生活が送れるような地域社会をつくるためのものです。

◆特別支援学校

障がいのある人等が「幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けること」と「学習上または生活上の困難を克服し自立が図られること」を目的とした学校です。旧・盲学校（もうがっこう）、旧・聾学校（ろうがっこう）、旧・養護学校（ようごがっこう）は、「学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年4月1日施行）」により、学校種が「特別支援学校」となりました。

な行

◆難病

原因不明、治療方針未確定であり、かつ、後遺症を残す恐れが少なくない疾病です。経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病です。

は行

◆PDCA

業務プロセスの管理手法の一つで、計画(Plan)→実行(Do)→評価(Check)→改善(Act)という4段階の活動を繰り返し行なうことで、継続的にプロセスを改善していく手法です。

◆不当な差別的取扱い

障がいがあるということだけで、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為です。

ら行

◆療育手帳

愛知県療育手帳実施要綱に基づき交付される手帳であり、知的障がいの程度によってA、B、Cに区分されます。

◆レスパイト・ケア

介護から離れられずにいる家族を、一時的に、一定の期間、障がい児（者）の介護から解放することによって、日頃の心身の疲れを回復させ、ほっと一息つけるようにする援助のことです。

愛知県 新城市 第4期障害福祉計画

平成27年3月 発行

発行者 新城市 福祉課

〒441-1392

愛知新城市東入船 6-1

電話：0536-23-7624 FAX：0536-23-2002

市ホームページ：<http://www.city.shinshiro.aichi.jp/>